

# 公害弁連ニュース

**No.  
177**

全国公害弁護団連絡会議

東京都豊島区西池袋 1-17-10  
エキニア池袋 6階

城北法律事務所

2014年7月23日

TEL: 03-3988-4866 FAX: 03-3986-9018

## 巻頭言

### アベの「あべこべ言葉」とのたたかい ～国の主張と事実の乖離（詭弁）～

代表委員 弁護士 馬 奈 木 昭 雄



事実（本当の姿）を、口先だけの美辞（いいかえ言葉）でごまかそうとする手法（詐欺の手口）が続いている。

6月18日の朝日新聞では、上原記者が「首相、あべこべ言葉ですか」と鋭く指摘した。その一例として、「必要最小限度」の集団的自衛権の行使という概念は、「正直なうそつき」と同様の「語義矛盾」だと紹介している。その理由は、「必要最小限度」などの要件は「ひとたび憲法の制約を外せばその後いくらでも拡大的に運用できる」ことが自明だからである。

今首相を先頭に、行政（官僚）が推進しているさまざまな状況は、ジョージ・オーウェルのまさに「1984年」そのままである。独裁者アベビッグブラザーひきいる独裁党のスローガンは「戦争は平和なり」である。この国の支配層は、黒を白と言いかえる言語「ニュースピーク」の習得とうそを告げながら、それを自ら真実と信じ込む（二重思考）を身につけなければならない。その舞台

うらでは、過去の歴史文書を現実に合わせて、つじつまを合わせる書き替え（都合の良い読み替え）が常時行われている。河野談話しかり、砂川最高裁判決しかりなどなどめどがない。

これは政治の永田町内に限局された話なのか。そうではないことを私たち裁判実務家は良く知っている。公共事業に反対する運動に取組むと、行政（官僚）は、日常的にあらゆる場面でこの「あべこべ言葉」を駆使し、被害者を抑圧してくる。裁判所においてももちろん例外ではない。私が取組んでいる諫早干拓でもそれが良く理解できる。

福岡高裁の開門確定判決が、国に命じた内容はこうである。すなわち、「国の干拓事業によって、諫早湾内とその周辺では重大な漁業被害が生じており、漁民の漁業行使権が侵害されているので、その被害を解消するために、国は排水門を常時開放しなければならない。」国はこの高裁判決を受け入れ、上告を断念し、この判決履行は国の義務となった。しかるに、安倍首相と官僚は、この国

の義務を履行する気はまったくない。「あれは民主党の菅がやったこと」であり、国は上告すべきだったのである。そうしていれば、開門は取り消されているはずだ。この主張は、「最高裁は国の主張を無条件で認めてくれる（はずだ）」という、最高裁に対するおそるべき絶対的な信頼感（その確信）が込められている。その官僚の「信頼」はおそらくこれまでの最高裁判決の積み重ねによって、しっかりと裏付けられているのであろう。そして農水官僚は、「漁業被害は発生していない。国が漁業被害を発生させた違法状況は存しない。開門しても改善効果などない。」と法廷においてむしかえしの主張をするのである。首相以下が、憲法を正面から無視し敵対しているのは、決して9条だけではない。彼らにとって、司法判断など従うべきものとは考えられていない。

水俣病で認定基準の誤りを指摘した最高裁判決についても、環境省はその判旨に従って認定基準を変更しようとは考えなかった。最高裁判決に従わないのか、という声に対しては、「主文は原告患者を水俣病と認めよ」ということであるから、ただちに判決に従って原告患者を水俣病と認定した。その判断理由については拘束されない、と答えている。農水官僚も諫早をめぐるその判決について、私たち弁護団に対し、国が拘束されるのは主文であって、判決理由には拘束されない、と主張し続けている。従って「漁業被害は存していない」という主張は「確定判決」には反していないのである。しかしこの国の「主文には拘束される。当然主文には従う」という主張にも、今回国は明瞭に違反し主文そのものを実行しなかった。

農水大臣は、現状の問題解決の取組みとして、「開門を前提としない有明海再生を、関係4県と話合いたい」と主張している。重大な漁業被害など生じていないのに、なぜ有明海「再生」を話合う必要が存するのか。まさに「ニュースピーク、

二重思考」の習熟者でなければ理解不能である。しかもその4県の話合いが、「確定判決の原告ぬき」で「開門なし」を前提に行われていたとして、それで何故問題解決になるのであろうか。まさに「確定判決の原告たちを黙らせれば問題は解決である」という、これもまた従来から官僚が使い古してきた「被害者を黙らせ、被害者を対立させる」という手法の再現なのである。

国（官僚）は、法廷においても事実とまったく乖離した主張を平然と行う。私たちはこの官僚の「詭弁」に対し、「事実」を正面から明らかにし、国の「うその主張」の誤りを一つ一つ明らかにするたたかいに取組むことによって、裁判所や国民の支持・共感を勝ちとってきた。

安倍首相と官僚の「あべこべ言葉」によるごまかしを、事実を正しく提示することによって結集した国民の力によって、打破っていくたたかいを続けていきたい。そしてそのことが、何よりも「最大最悪の公害である戦争」を防ぐ力になるのだと確信している。

# 大飯原発差止福井地裁判決

大飯原発運転差止訴訟弁護団 副団長  
弁護士 坪田 康男

## 1 はじめに

2014年5月21日午後3時、福井地方裁判所は、関西電力に対し、福井県大飯郡おおい町にある大飯原発3、4号機の原子炉を運転をしてはならないとする判決を言い渡しました。

判決は、住民が判決後に掲げた「司法は生きていた」の旗のとおりで、反原発運動を今も励まし続けています。

## 2 問題の原点に立ち返った判決

福井地裁判決の判断基準は原則的で明快です。

### 1 人格権の位置付け

本件における差止め請求の根拠は人格権であることを正面から確認しています。要約が難しく、引用させていただきます。

「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。」「我が国の法制化においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。」

「したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。」

### 2 福島原発事故の現実

その上で、判決は、福島原発事故などの原発事故がどれだけ悲惨な事態を招いたのか、これを直視しろと言っています。

民事訴訟において規制基準の合理性、規制基準への適合性を判断することは、福島原発事故前であればまだしも、事故後は必要がなく、司法は「具体的な危険性の存否を直接審理の対象とする」。

### 3 原子力発電所に求められるべき安全性

判決は、原子力発電所の稼動が経済活動の自由として人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきとする原則を改めて確認し、原発事故のもたらす事態について、次のように述べました。

「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。」

そして、このような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められる

のは当然としたのです。

### 3 原子力発電所の 本質的な危険を踏まえた欠陥認定

1 原発は、運転停止後も電気と水で原子炉の冷却を継続しなければならないため、それらの喪失が事故及びその拡大につながるという性質を持っています。

判決は、この原発が持つ本質的な危険を直視し、①止める、②冷やす、③閉じこめるの3つがそろって初めて原発の安全性が保たれることを認め、大飯原発は、②冷やす機能と、③閉じこめる機能において、欠陥があることを認めました。

#### 2 冷却機能

判決は、① 1260 ガルを超える地震、② 700～1260 ガルの地震、③ 700 ガルに至らない地震、がそれぞれ原発を襲った場合について、それぞれ検討しています。

①の場合（クリフエッジー基準地震動の1.8倍）、打つべき有効な手段がほとんどなく、メルtdownにつながることは、争いのないところでは。そして、地震予知の限界を正しく認め（まさしく科学的）、既往最大が4022ガルであること、この数字も近時わが国最大にすぎないことなどから、1260 ガルを超える地震が大飯原発に到来する危険があると認めました。

②の場合（基準地震動を超える）も、これが炉心損傷に結びつく原因事実になることに争いがありません。その場合の有効な手段に関し、関電の策定したイベントツリーが事象のすべてをとりあげているとは認め難いなどの問題があり、実効性にも疑問があると認定されています。そして、この基準地震動を超える地震について、

直近10年弱の間に4つの原発に5回も想定した地震動を超える地震が到来しているという事実を重視するなどし、地震という自然現象の前における人間の能力の限界にも論及し、基準地震動700ガルを超える地震が到来することがあるとしています。

③の場合も、これを下回る地震で外部電源が断たれ、主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあることは争いがないところ、これらが安全上重要な設備ではないとする関電の主張は理解に苦しむとしています。

「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的」というのが、判決の結論です。

#### 3 閉じこめる構造（使用済み核燃料の問題）

使用済み核燃料が原子炉格納容器のような堅固な設備で守られていないことは福島原発事故で明らかになりましたが、大飯原発においても、本質的には同じ問題があります。

ところが、新規制基準でも抜本的な対策はとられておらず、被告は、冠水状態を保てばよいとしました。

しかし、その冠水状態も、冷却水が失われれば、保てなくなるのは当然です。判決は「弥縫策にとどまらない根本的施策をとらない限り『福島原発事故を踏まえて』という言葉は安易に用いるべきではない」と厳しく断じました。

### 4 判決の意義

原発訴訟における数少ない3つ目の住民側勝訴判決であること、福島原発事故後の最初の差止め訴訟判決が住民側勝訴判決であったことなどはい

うまでもありません。

しかし、それ以上に、人格権に対する他に比肩する例を想定できない被害をもたらす事態（原発事故）について、その具体的危険性の存否を直接審理の対象とし、その場合の基準を「このような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのか」に置いたのは、判断枠組みに対する重要な見識だ

と言えます。

現時点で福井地裁以外で判決は出ていませんが、この大飯原発差止めの理由は、他の全ての原発に共通です。司法への信頼をさらに取り戻すためにも、他の裁判所が福島原発事故の実態を直視した判決で続くことを願っています。

## 第4次厚木基地爆音訴訟 到達点と課題

弁護士 関守 麻紀子

### 1 自衛隊機の差止請求を認容

平成26年5月21日、横浜地裁で、第4次厚木基地爆音訴訟の判決が言い渡された。行政訴訟で、自衛隊機の夜間(午後10時から翌日午前6時まで)の運航を禁じた。

### 2 第4次厚木基地訴訟の概要

本件は、平成19年12月、国を被告として、米軍機と自衛隊機の運航の差止めと損害賠償の支払いを求めて訴えを提起した事件であり、原告の数は、7000名にもなる。

民事訴訟では、米軍機と自衛隊機の運航等の差止め(夜間(午後8時から翌日午前8時)の離着陸とエンジンの作動の禁止、昼間(午前8時から午後8時まで)の70dBを超える騒音の到達の禁止)と、騒音による被害の賠償とを求めた。

同時に提訴した行政訴訟では、米軍機については、日米地位協定による提供目的外の運航、夜間(午後8時から翌日午前8時)の運航、WECP

NLの値が75となることとなる運航の差止めを、自衛隊機については、夜間(午後8時から翌日午前8時)の運航、訓練のための運航、WECPNLの値が75となることとなる運航、の差止めを求めた。

第1次訴訟最高裁判決(平成5年2月25日)が、民事訴訟による差止請求を不適法として却下しながら、「行政訴訟としてどのような要件のもとにどのような請求をすることができるかはともかくとして」と述べて、行政訴訟としては適法であるかのような含みをもたせていたことから、本訴訟では、行政訴訟提起に踏み切った。



もっとも、本来は基地騒音訴訟も他の騒音訴訟と同様に民事訴訟で審理されるべきであるとの考えがあり、従来どおり民事訴訟として提訴するとともに、併せて行政訴訟として提訴することとしたのであった。

### 3 判決の概要

#### (1) 自衛隊機について

##### ア 行訴適法、民訴不適法

裁判所は、自衛隊機の運航は公権力の行使であるとする厚木1次最高裁判決を踏襲し、民事訴訟では差止請求は不適法であるとして却下し、行政訴訟では、自衛隊運航処分は厚木基地最判という判例によってその存在が認められた「特殊な行政処分」であり、このような特殊な行政処分には、「これに応じた特殊な救済方法」が認められるべきである、として無名抗告訴訟として取り扱った。

そして行政訴訟で、処分の違法性の判断は、住民の被害が受忍限度を越えるか否かによって決せられる、とした。その判断枠組みは、国賠法2条1項に基づく賠償責任を負うか否かの判断枠組みと同じであるが、賠償責任の有無と差止の要否では判断の仕方に差異が生じる、としている。また、「重大な損害を生ずるおそれ」の要件（行政事件訴訟法37条の4第1項）に関わる事由も、この枠組みの中で判断される、としている。

##### イ 航空機騒音による被害の認定

身体的被害については、判決は、航空機騒音が身体的被害を発生させるという一般論は認めたが、原告らの疾病との因果関係は否定し、健康被害に対する強い不安を精神的苦痛の一環としてとらえるにとどまった。

睡眠妨害については、WHOが示したガイ

ドラインに基づいて、厚木基地周辺の騒音の状況を評価し、睡眠妨害の程度が相当に深刻なものであると認めた。睡眠妨害は健康被害に直接結び付き得るものである、とも述べている。

そして、睡眠妨害のみならず、生活妨害、騒音そのものや騒音被害発生に対する不安等による精神的苦痛は軽視できるものでなく、これら被害が相互に関連し有機的に結びついて、住民の生活の質を全体として損なわせている、と認定した。

他方で、基地の公共性、公益性を重視もしている。

結局、国が自主規制をずるとしている時間帯についてのみ運航の差止めを命じ（緊急やむを得ない場合を除く）、訓練のための運航やW値75を越えることとなる運航の差止めの請求は斥けた。

#### (2) 米軍機について

米軍機については、行政訴訟の抗告訴訟では、行政処分が存在しないから請求は不適法であるとして却下し、行政訴訟で予備的に求めた当事者訴訟としての給付請求と民事訴訟では、これまでも繰り返されてきた「第三者行為論」を理由に、主張自体失当であるとして請求を棄却した。

行政訴訟では、自衛隊法107条5項が定める防衛大臣の義務は米軍機も対象としていると判示し、航空機騒音の大半は米軍機によるものである事実を認めながらも、結論としては米軍機の差止請求を斥けたのである。そればかりか、「厚木飛行場に離着陸する米軍機については、周辺住民はその運航を差し止めるすべを持たないのである。」とまで述べている。

**(3) 低周波音、損害賠償の額**

航空機から低周波音が発生していることを認めたものの、航空機騒音による被害の一環として考慮されるにとどまった。

損害賠償請求については、これまでの水準を上回る慰謝料の額を認めた。最もうるさい地域では、請求額満額を認容している。

かった軍用機の運航の差止請求が認容されたことの意義は大きいと思う。

しかし、米軍機の運航の差止めの余地を封じている点で大きな問題を残す判決となった。騒音による身体的被害が認められないなど、これまでの課題の積み残しもある。

控訴審では、他の基地訴訟団と連携しながら、これらの課題に取り組み、さらなる一步を進めたいと考えている。

**4**

本判決で、これまで一度も認められたことのない

**よみがえれ！有明海 ～間接強制を受けた国～**

よみがえれ！有明訴訟弁護団  
 弁護士 後藤 富和

**1 確定判決を履行しない国**

1997年、諫早湾干拓事業によって諫早湾奥が締め切られた。締め切りと前後して有明海的环境は激変し甚大な漁業被害が発生し、多くの漁業者が自ら命を絶つこととなった。

2010年12月、福岡高裁は、国に対して、3年以内に排水門を開放するよう命じたが、履行期限である2013年12月を経過しても国は長崎県の反対を理由に排水門を開けなかった。確定判決を国が履行しないという憲政史上あってはならない事態が生じている。

内に開放しない場合は、漁民1人に1日あたり金1万円（合計49万円）を払うよう命じた。確定判決を守らない国に対して裁判所が厳しい強制執行の判断を下した。

国はこの佐賀地裁の間接強制に決定に対して不当にも抗告をした。

本年6月6日、福岡高裁は、この国の執行抗告を棄却した。

福岡高裁は、執行抗告棄却の理由の中で、長崎県の協力が得られないので開門できないとの国の主張に対し「開門についての管理は抗告人（国）から長崎県に委託されるものの、抗告人の意思のみで開放することができ、第三者の協力又は同意を要するものではないから、債務者である抗告人（国）が自己の意思のみで履行することができる債務であることは明らかである。」とした。

また、福岡高裁は、関係自治体及び地元関係者

**2 間接強制**

今年4月11日、佐賀地裁は、国に対して、2か月以内に排水門を開放すること、及び2か月以

の反対等についても、開門自体に対する事実上の障害足り得ないと認定した。

さらに、国は、漁業者らの間接強制による執行が権利の濫用又は信義則違反にあると主張したが、これに対して福岡高裁は「確定判決を実質的に変更するよう求めるものであって、蒸し返し以外の何ものでもない」と厳しく切り捨てている。

その上で、3年の猶予期間内に開門できなかったことについて、「相手方（漁業者）らの帰責事由はなく」「相手方（漁業者）らは、不履行によって生活の基盤に関わる漁業行使権の侵害を受け続けているため、3年間の猶予期間後に即時の本件各排水門開放を命じた本件確定判決に基づいて本件申立てを行ったものであるから、まさに正当な権利行使ということができ」「本件申立てが権利の濫用又は信義則違反になるということとはできない」とした。

### 3 それでも開けない国

福岡高裁によって執行抗告が却下されたにもかかわらず、国は排水門を開けようとししない。

国は、昨年11月の長崎地裁開門阻止仮処分決定を挙げ、開門義務と開門してはならない義務との板挟みになっており、どちらの立場にも立てないとして排水門を開けようとししない。矛盾する義務に挟まれて困った立場にあることを演じている。

このような事態は、国が自ら演出し創り出したものである。

開門して農業に被害が出るというのであれば、被害が出ないような対策をとった上で開ければいいだけである。そのために、福岡高裁開門判決は3年の猶予期間を与えていたのである。それをサボタージュしながら、困ったふりを演じる国の悪質さを私たちは許すことはできない。

## 4 有明海の再生に向けて

福岡高裁確定判決による開門義務は争いようがない確定した法的義務である。これに対して長崎地裁の非開門義務は仮処分に基づくものであり確定した義務ではない。しかも、長崎地裁仮処分は、事前対策なしのいきなりの全開門を前提にしているのであって、対策工事を行った上で農業や防災への影響を回避してでの開門までも禁じたものではない。

今やるべきは、現に被害が出ている漁民たちを救済することであって、今後、生じるかどうかもわからない被害の恐れを理由に、被害を被っている漁民たちを切り捨てることは許されるものではない。

今期、有明海は2000年のノリの大凶作以来の不作に見舞われた。採貝、漁船漁業は風前の灯であり、漁民達は待たなしの状態に置かれている。

国は、長崎県知事の意見を根拠に開門を先延ばしにするのではなく、諫早湾、有明海で生じている漁業被害に真摯に向き合い、被害の回復、そして違法状態の解消のために、すみやかに開門の実現に向けた対策工事に着手すべきである。

そのためにも、公平な第3者である裁判所の場で、確定した義務である開門を前提に、漁業者、国、長崎県（干拓地農民ら）が、農業被害等が出ない開門の実現に向けて条件を詰める作業が必要である。その実現のために、国はまず諫早湾干拓事業による漁業被害の発生を認め、漁業者に謝罪をすべきである。

私達は、宝の海有明海をとり戻すまで戦い続ける。



## ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟

新潟水俣病弁護団 団長  
弁護士 中村 周 而

### 1 第2次訴訟の第1回口頭弁論

(1) 5月28日、新潟地裁で、ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟（ノーモア・ミナマタ新潟第2次訴訟）の第1回口頭弁論が開かれ、2人の原告と6人の弁護士（原告弁護団）が意見陳述を行った。

皆川榮一原告団長（70歳）は、「私は何十年もの間、患者を苦しめ、患者の切り捨てをはかり、水俣病問題の幕引きをしようとしている国や企業を絶対に許すわけにはいかない。全員が水俣病と認められ、補償を勝ち取るまで戦い続ける」と原告団長としての決意を披瀝した。

両親が水俣病だった神田栄副団長（86歳）は、「父は布団の中で激しく体を痙攣させ、家族に体を押さえつけられていた。父のような廃人同様でなければ認定されないと思っていた。差別や偏見を恐れて名乗り出るのをためらっている人のためにも加害者の責任を裁判で主張していく」と訴えた。

弁護団からは、本件訴訟の意義、病像論、責任論、損害論、時効除斥論について論点を陳述し、さらに熊本から応援に駆けつけていただいた中島潤史弁護士は、「新潟を含む全ての水俣病被害者を救済するためには、司法救済制度という恒久的救済制度を確立する必要がある」と指摘した。

(2) この日は、弁論に先だって、10人の被害者

が第2陣原告として追加提訴を行った。昨年12月11日に提訴した第1陣と合わせると、原告数は32人となった。

この32人の原告のうち19人が、水俣病特措法の救済受付が締め切られた2012（平成24）年7月末日以降に、新たに医師の診断を受けて公健法の認定申請を行っている。また、原告のうち13人は、水俣病特措法で一時金等の対象者に該当しないと判定されたため、現在、新潟県に対して異議申立を行っているが、近日中に審理が開始される予定である。

### 2 国は今こそ水俣病問題の全面解決を

(1) これまで新潟水俣病の被害者は、新潟水俣病共闘会議と共に、1967（昭和42）年に新潟水俣病第1次訴訟、1982（昭和57）年に新潟水俣病第2次訴訟、2009（平成21）年にノーモア・ミナマタ第1次新潟訴訟を提訴し、3回にわたって裁判を取り組んできた。

2011（平成23）年3月3日に成立したノーモア・ミナマタ第1次新潟訴訟の和解条項の中には、要旨「被告国は、関係地方公共団体の協力を求めつつ、水俣病特措法の救済措置の実施に当たり、救済を受けるべき者が救済されることを期し、水俣病の診断が可能な医療機関の受診体制の拡充及び救済措置の周知について便宜を図るよう努める」という条項もあったが、翌年7月末、環境省は多くの関係者の反対を押し

切って水俣病特措法の救済申請の受付を締め切った。

その直前の6月9日、新潟に来県した細野豪志環境大臣（当時）はわずか40分の予定で県内の水俣病被害者団体と懇談している。マスコミ報道の効果もあって、この年の5月の特措法の申請者は100人と1ヶ月の申請者数としては過去最高となり、7月末までに350人以上の申請が予定されていたが、それで潜在被害者全員が名乗り出るとは到底考えられず、8月以降も被害者が出ることは必至の状況にあった。その場合、環境省はどう対応するのか、この点について多くの参加者から細野大臣に質問が集中したが、大臣からは明確な答弁はなく、「認定制度がまだ利用できる」という説明にとどまった。

しかし、判断条件が厳しすぎて、水俣病と認定される被害者が殆どいないために多くの被害者が訴訟を余儀なくされていることや、その結果、水俣病特措法が制定された経緯を考えれば、このような説明も含めて救済申請の受付を締め切った環境省の対応は到底是認できないものである。

- (2) 2013（平成25）年4月に出了れた最高裁判決は、「昭和52年判断条件に定める症候の組み合わせが認められない四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はない」として、昭和52年判断条件を実質的に否定した

新潟県の泉田知事は、この最高裁判決を受けて、同年8月29日、環境大臣に「水俣病の被害を受けた方々が声を上げることができる環境を早期に整備するとともに、今後、被害を名乗り出られた際の支援を援助すること。また、患者救済の枠組みを見直すこと」についての要望書を提出したが、環境省は、52年判断条件の「総

合的検討のあり方を整理した」環境省環境保健部長名の「新通知」を作成はしたものの、水俣病問題の解決に真剣に取り組む様子はみられない。

私たち弁護団を含む新潟水俣病4団体は、昨年9月30日、この最高裁判決をふまえ、新たな救済制度の確立を求める提言「国は今こそ水俣病の全面解決を！」を発表し、その実現を目ざして取り組みを進めている。

前述したように、ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟の原告は、この訴訟と並行して認定申請や異議申立の審理を行っているが、今回の第2次訴訟を通じて、全国のノーモア・ミナマタの闘いと連携しながら、公正かつ迅速に救済される水俣病の新たな恒久的な救済制度の構築を目ざしたい。

## 近藤忠孝先生を悼む

### 恩師近藤忠孝先生への追悼の言葉

公害・地球環境問題懇談会 幹事  
江川 節 雄



わが恩師・近藤忠孝先生のあまりな急逝は、私を今日あらしめた育ての親が、突然と消えてしまったような深い喪失感の中にいます。

思えば昭和43年の春でした。「日本は、足尾銅山鉱毒被害の裁判闘争に敗北して、今日まで公害裁判は敗北の歴史であった。イ病裁判の勝利をもって、わが国最初の裁判勝利の歴史に塗り替え、国民世論を背景に三井を包囲して政治決着をつけ被害者を救済しよう。江川君！決して“都落ち”をするのではない。勝利判決をもって都に攻め上る闘い」なのだ。「私と共に、歴史的意義のある富山イ病裁判に参加しよう」と強烈に私を牽引して下さった。

それから半年かけて11月に、近藤先生ご夫妻（小学児3人）と私たち夫婦（小学児2人）・近藤、江川両家族9人が、小島成一弁護士の生まれ故郷の富山県に移住しました。

以来、先生と今日まで苦楽を共にし先生の予言どおり7年余の歳月後、金沢高裁全面勝利判決を手にし、三井本社直接交渉で、今日の成果を得る事が出来ました。

「公害弁連ニュース」近藤弁護士追悼特集号で、弁護士篠原義仁さんが、「一近藤さんの思い出のなかで安中公害裁判勝利判決を得た安中本社交

渉が混乱した責任は交渉の司会席に座り仕切っていた者にある、その交渉能力は、いかがなものかとイ病弁護団との比較で指摘された。温かくも鋭い助言が、私にとっての貴重な教訓となって今も生きています。」と述べています。

安中弁護団とイ病弁護団との比較や、判決の本社交渉戦術について、柔らかい表情で厳しい指摘をされたということには、次のような事情、背景があったと思います。

これまで私も弁護団各員も近藤先生から険しい表情で叱責、批判された方はいないと思います。

長い歳月苦勞して獲得した安中勝利判決を最大限に活用出来なかった被害者の残念さを慮った先生の人間愛の深い表現だったのだと思います。

ただ、イ病弁護団との比較で言えることは、イ病判決の本社交渉前日まで弁護団は徹底した情勢分析、対応戦術を検討しました。そのうえで、本社交渉で想定されるマイナス要因を先生と私が再点検し、交渉の時間行程を再確認し、「昼食時間をとらない、水はトイレの際、水道水で各自補給する。交渉のタイムリミットは午後10時までとし、9時過ぎには収束にはいり、要求項目獲得を確認したら直ちに、原告被害者側の方から交渉終了を宣言し、三井の謝罪セレモニーは受け付けない。未解決事項を積み残し翌日に絶対持ち込ませ

---

ない、そのためにも昼休み時間中に三井が外部接触し警察介入などの隙を与えさせないこと」

先生は、「この時間配分行程を私の胸に刻んで、司会に全力投球する。全弁護団員は上着を脱がず背広着用のまま交渉に臨む。江川君はこの全行程をよく認識して君の臨機応変の知恵を絞ったサポートを頼む。」(私の知恵の詳細は次回の機会にしたい。)

いずれにせよ、「被害者原告・代理人が指定する科学者・専門家の工場立ち入り調査権を認めさせる公害防止協定の調印が、最大の山場となるであろう午後8時段階の状況判断をし、対処の最善を考えよう。」と確認。こうした綿密な事前検討のうえで、本社交渉に臨んだイ病弁護団に安中弁護団が学んで欲しかったのだと思います。

言うならば先生は決然とした決意を内に秘め、静かでやさしさが漂っている方でした。しかも繊細で用心深い方でした。

本社交渉終了の際、尾本社長が謝罪を表明せんとしたまさにその時、先生が立ち上がり「今謝罪を受ける時期ではない、全ての約束を履行した段階で受けましょう」ときっぱり断り、いっせいに原告弁護団、原告代表団ともに立ち上がり、三井側に一礼をして退場しました。

こうして今、提訴から46年を経、その間42回の立ち入り調査が実施され、汚染土壌復元事業も完結し、ようやく三井の謝罪をうける機が熟し、昨年12月、今後必要に応じて立ち入り調査権を保障する「全面解決の合意書」を締結したのでした。

ところが今年の公害総行動のさなか(6月5日)、日比谷公会堂の会場で、先生の急逝が知らされま

した。この日からわずか半年後、「全面解決の合意書」の締結を見ることなく、急逝されたのです。誠に残念無念でなりません。先生が目の黒いうちにこの歴史的場面を見たかったに違いありません。

思えば先生の人生は、司法試験に合格し日本共産党の出会いから花開き、青年法律家協会議長の執任をはじめ疾風怒涛の人生が開始されたと言えます。富山地裁勝利判決後、日本共産党の松本善明国対委員長から参議院選挙出馬の要請を受けた際、「私は超党派住民運動で裁判をしている、したがって小松被害者代表、正力弁護団長の事前了解がなければ受けられない」と出馬を応諾しませんでした。そうして本社交渉、立ち入り調査、カドミ土壤汚染の復元事業の軌道が安定したのを見届けて、小松原告代表、正力弁護団長の了解も得て、ようやく参議院選挙出馬を応諾したのです。

先生はみごと被害地域全住民・超党派の支持を得て3年任期の参議院議員に当選しました。私も先生の要請を受け、党本部の論文審査など様々なテストをパスし国会議員団秘書として晴れて首都の国会議事堂に勤務することとなりました。

当時の政局は、田中角栄退陣、三木政権誕生という政変大変動の時期に遭遇しており、先生と共に、角栄金脈、ロッキード疑獄の真相究明に、予算委員会など3年間寝食を忘れて没頭しました。

また80年6月施行の衆参同時選挙で6年任期の全国比例代表で先生は再当選され、「イ病裁判は魔女狩り裁判だ」など「公害巻き返し・環境行政の後退」が激しく、自動車排ガス環境基準の改悪問題、公害被害補償法の改悪問題など当時、環境公害運動分野を把握しそれぞれの運動方向を示唆する大衆運動を担当する本部の部署にいた私に、近藤先生と密着して前戦指揮を採れと書記局

の指示を受けました。

以後連日近藤議員室に直行。国民に“近忠さん”と慕われた近藤議員室では、毎日被害者、弁護団の出入りが激しく自動車排ガス規制の環境基準の改悪問題、公害被害補償法の改悪問題など山積し、前戦基地の司令塔室の感でした。特にNO<sub>2</sub>環境基準改悪反対闘争の際、弁護士篠原義仁さんは近藤室に日参され国会活動に惜しめない助言を下さいました。当時のあの激闘の垣根となった国会院内闘争を振り返り、今は亡き近忠さん・近藤議員に代わって篠原さん、豊田さん両弁護士をはじめ、各弁護団、被害者、支援の国民の皆様から感謝と御礼を申し上げます。

黄泉の国があるとすれば、きっと“脱原発、九条守れ”の大国民運動の発展を願って近藤先生は、両手を力の限り私たちに振り続けているに違いありません。

先生が議員退任のとき、私の党本部での奮闘を期待して『色紙』を下された。

### 『最も困難なところに 最も良い仕事がある』

参議院議員 近藤忠孝 為 江川節雄殿』

私は、この『色紙』を座右の銘として日々掲げています。先生の志に応え前進しつづける事を誓います。

参議院議員・弁護士近藤忠孝先生！「近忠さん！」長きにわたりご指導頂き、本当にお世話になりました。私の人生を花開かせて頂いたわが恩師近藤忠孝さん！ありがとうございます。心からさようならを申し上げます。

2014年6月20日

江川 節雄

元小島成一法律事務所事務局長・

東京法律事務所事務局長

元全国一般法律会計事務員合同労組委員長

元日本共産党参議院議員近藤忠孝国会議員団秘書

現公害・地球環境問題懇談会幹事

現法律関連OB会 副会長

現さくら会世話人・

日本共産党国会議員団秘書有志OB会世話人

【若手弁護士奮戦記】

## 「生業を返せ、地域を返せ！」

### 福島原発事故被害弁護団に参加して

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団

弁護士 鹿島 裕輔

#### 1 はじめに

平成 25 年 3 月 11 日、原告 800 名とともに国及び東京電力を相手として、福島地方裁判所に訴訟を提起してから、1 年が経過しました。これまでに、同年 9 月 10 日に 1200 名、平成 26 年 2 月 10 日に 600 名が提訴し、現在、原告団の数は、合計約 2600 名にも及びます。全国の福島原発事故被害をめぐる訴訟の中で、最大の原告団を擁するのが当弁護団です。

#### 2 弁護団加入

東日本大震災・福島第一原発事故から 3 年が過ぎました。私は、3 年前、5 月の司法試験に向けて勉強に励んでいる最中でした。そのため、震災後も試験直前ということもあり、被災者の方々のために何もできませんでした。この時から、早く司法試験に合格し、弁護士として被災者の方々のために活動したいと考えるようになりました。そして、無事試験に合格し、昨年 12 月に弁護士となることができました。ようやく弁護士として原発事故問題に取り組むことができるようになり、所属する事務所の先輩弁護士に声を掛けていただいたこともあって、当弁護団に加入しました。現在は、当弁護団の事務局の一員として活動しています。

#### 3 弁護団での活動

##### (1) 説明会の開催

当弁護団は、より多くの方に原告になっていただくとうと、各地（主に各支部ごと）で本件訴訟についての説明会を開催しています。

私は、福島県の県南支部（白河市、西白河郡、東白川郡、石川郡）を担当しており、同地域に出向いて、説明会を行っています。

同地域は、福島県の他の地域と比べると、放射線量が比較的低い地域であるため、同地域の方々の中には、「私たちは放射能による被害を受けていないから、裁判までする必要はない。」と考えている方もいます。しかし、そうではありません。本件訴訟は、「生業を返せ、地域を返せ！」という名前からお分かりのとおり、「私たちの故郷、福島を返せ」「元の生活、原発事故前の日常生活を返せ」ということが目的です。そのため、原発事故によって、元の生活と変わってしまったことがあれば、それは立派な原発事故による「被害」です。放射線量を気にするようになったこと、食べる物を気にするようになったこと、自分の子供、孫たちが遊びに来なくなったこと等、これらは原発事故がなければ生じなかったことであり、立派な原発事故による「被害」です。

このような各人の「被害」の実態を私たちは、裁判所に伝える必要があります。しかし、「被害」について一番よく知っているのは被害者本人な

ので、被害者の方々が自ら声を上げてくれなければ、裁判所はおろか、私たち弁護士にも被害の実態は分かりません。そのため、多くの方々に声を上げていただくために、私たちは、今後も各地で説明会を開催する必要があります。

るべく現地に多く出向き、弁護団の実働部隊として、本件訴訟の勝利に向かって、日々精進していきたいと思えます。

## (2) 被害実態の聴き取り

前記のとおり、私たち弁護士は、各被害者の被害の実態を裁判所に伝える責務があります。しかし、原発事故による被災者の方々の被害は、人それぞれであって、一概に言えません。そこで、私たちは、実際に被害者の方々に直接お話を伺いに行き、聴き取った内容を陳述書にまとめることや裁判の毎回の期日において行われる原告本人による意見陳述のための意見陳述書を作成する作業などを行っています。

実際に私も原告本人の方からお話を伺い、陳述書・意見陳述書を作成しました。最初は、何を、どのように聴き出せばよいか分かりませんでした。原発事故前の生活に始まり、原発事故直後の生活、その後の時間の経過に伴う生活の変化といった形で被害の実態を伺いました。そして、聴き取った内容を文章化するのですが、この際は原告本人が何を一番裁判所に伝えたいかを意識して作成することを心掛けました。作成過程で大変な面もありましたが、裁判所に原告の方の思いが伝わったと信じています。

今後も多くの原告の方々の声を裁判所に伝えるために、被害実態の聴き取りを行っていきます。

## 4 さいごに

提訴から1年が経過し、訴訟は中盤に差し掛かってきています。まだ、弁護士として、原告の皆さんのお力になれていないと思えますので、な

**【巻頭言】**

— アベの「あべこべ言葉」とのたたかい ～国の主張と事実の乖離（詭弁）～	代表委員 弁護士 馬奈木 昭雄	1
— 大飯原発差止福井地裁判決	大飯原発運転差止訴訟弁護団 副団長 弁護士 坪田 康男	3
— 第4次厚木基地爆音訴訟 到達点と課題	弁護士 関守 麻紀子	5
— よみがえれ！有明海 ～間接強制を受けた国～	よみがえれ！有明訴訟弁護団 弁護士 後藤 富和	7
— ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟	新潟水俣病弁護団 団長 弁護士 中村 周而	9
— <b>【近藤忠孝先生を悼む】</b> 恩師近藤忠孝先生への追悼の言葉	公害・地球環境問題懇談会 幹事 江川 節雄	11
— <b>【若手弁護士奮戦記】</b> 「生業を返せ、地域を返せ！」 福島原発事故被害弁護団に参加して	「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団 弁護士 鹿島 裕輔	14